

# せたがやアーツカード会員規約

## 第1条 定義

- 1 本規約は、「公益財団法人せたがや文化財団(以下「財団」といいます。)」が提供する、各種チケットの予約・購入特典、観覧料割引特典及び講座受講料割引特典並びに特典情報の配信(以下「本特典」といいます。)を利用する世田谷区民に適用されます。会員登録した場合は、利用者は本規約に同意したものとみなします。
- 2 「せたがやアーツカード会員(以下「会員」といいます。)」とは、本特典を受けるために入会を申込み、財団がその利用を認めた個人をいいます。
- 3 未成年者が本特典の利用にあたり第4条(申込手続き)に記載された申込手続きをする場合、事前に親権者の同意を得て行うものとします。

## 第2条 会員資格

世田谷区内に在住で、15歳以上とします。

## 第3条 利用可能特典

会員は財団が管理運営する下記施設・事業にて、以下の特典を利用することができます。

- (1) 世田谷パブリックシアターチケットセンター取扱チケットの予約・購入  
世田谷パブリックシアターチケットセンター(以下「チケットセンター」といいます。)で取り扱うチケットを一般発売日にさきがけて会員割引価格で、チケットセンター窓口、電話またはインターネットで予約・購入することができます。割引は前売りのみです。ただし、一部会員割引、先行発売のない場合があります。
- (2) 観覧料の割引  
世田谷美術館及び分館(向井潤吉アトリエ館、清川泰次記念ギャラリー、宮本三郎記念美術館)、世田谷文学館観覧料を団体料金に割引します。ただし、一部割引のない場合があります。
- (3) 講座受講料の割引  
生活工房で開催する講座の受講料を会員料金の割引します。ただし、一部割引のない場合があります。
- (4) 特典情報の配信  
希望する会員に、会員向け情報をメールにて随時配信します。

## 第4条 申込手続き

- 1 第2条(会員資格)に定める要件を満たし、本特典の利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、財団所定の「申込書」により会員申込手続きを行うものとします。また、申込者が本人であること、住所が世田谷区内であることを証するために、本人確認書類を提示するものとします。
- 2 前項で定める本人確認書類とは、運転免許証、各種健康保険証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード(表面のみ)、各種年金手帳、各種福祉手帳、外国人登録証明書、住民票の写しとします。ただし、有効期限のある書類については、財団での申込確認時点で有効期限内のものを提出するものとし、住民票の写しについては、財団での申込審査時点で発行日から3ヶ月以内のものを提出するものとします。
- 3 本申込に際し、入会費及び会費は無料です。
- 4 本申込後、審査の結果「せたがやアーツカード(以下「本カード」といいます。)」を、登録の住所地に送付あるいは窓口にて直接お渡しします。
- 5 会員が申込手続きの際提出した申込書及び本人確認書類の写しは返却できません。財団の個人情報保護規程に従い適切に管理・保管・処理します。

## 第5条 特典利用上の注意点

- 1 チケットセンター取扱チケットの予約・購入
  - (1) 予約・購入枚数について  
会員はインターネットで1回につき4枚までのチケットを予約・購入できます。電話予約・購入及び窓口購入の場合には枚数制限はありません。ただし、一部の公演を除きます。また、割引は前売りのみです。
  - (2) 販売の拒否  
財団は、以下のような場合、チケットの販売をお断りします。
    - (ア) 会員が財団の定める事項について虚偽の申告をした場合、または必要な申告をしなかった場合
    - (イ) 他の会員、または第三者の迷惑になるような行為または財団の円滑な販売を妨げるような行為をした場合
    - (ウ) 会員が財団の指定する期限内に所定の手続きをしなかった場合
    - (エ) 会員が財団の指定する購入方法を守らなかった場合
    - (オ) 会員が振込みによる入金を選択し、認められた場合で、振込期日までに振込みをしなかった場合
  - (3) 同一内容の申込みについて
    - (ア) 本特典において、会員の入力ミス、あるいは通信環境の不具合等により重複申込みをした場合でも、財団は一切責任を負いません。また、その代金についての返金はしません。
    - (イ) 本特典においては、特定の会員が同じ内容の申込みを多数回行い、財団が購入意思の無いものと判断した場合、その後の全ての申込みに対して購入手続きをお断りすることがあります。
  - (4) 申込内容確認メール送信  
インターネットでのチケット予約成立後、財団より申込内容確認の電子メールを送付します。これらの電子メールによる通知は、チケット予約申込の際に会員が入力した電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時に会員に到達したものとみなします。ただし、本特典においては、チケット予約申込オーダーフォームへの電子メールアドレスの虚偽入力、誤入力または入力漏れ、判読不可能な文字化け現象等、会員からの申込内容に何らかの不具合が生じた場合には、電子メールを返信できないことがあります。また、電子メールの不達・誤達・遅達等について、財団は一切責任を負いません。
  - (5) 予約内容の変更・キャンセルの禁止  
チケット予約申込後の、予約内容の変更及びキャンセルは一切受け付けることはできません。
  - (6) チケットの代金及び支払方法
    - (ア) 予約申込成立後、会員からの申込内容に応じてチケット代金、手数料等(以下「代金等」といいます)の決済をします。
    - (イ) 会員は、財団の定める期日までに、購入チケットごとに指定する方法により、代金等の支払いを行うものとします。
    - (ウ) クレジットカードでの支払いの場合は、会員本人名義のクレジットカードに限りです。
  - (7) 転売の禁止
    - (ア) 本特典を通じ購入したチケットを、営利を目的として転売すること、ならびに第三者に転売の委託をすることを禁止します。なお、財団が認可した公式トレードシステム以外のオークションならびにインターネットオークションへの出品も禁止します。
    - (イ) 前項に違反した場合、興行主が自らの判断で購入済のチケットを無効とし、チケット代金の返金を認めず、入場を認めないことがあります。既に入場している場合には退場を命じられることもあります。また、財団から直接購入する以外の「チケットショップ」「購入代行業者」及び「インターネットオークション」、「ダフ屋」等から購入したチケットのトラブルについて財団は一切の責任を負いません。

(8) 紛失・盗難

チケットはいかなる場合(紛失・盗難・破損等)でも再発行しません。

(9) 併用の不可

本特典は、他の優待サービスとの併用はできません。

2 観覧料の割引

(1) 割引が受けられるのは、世田谷美術館本館及び分館(向井潤吉アトリエ館、清川泰次記念ギャラリー、宮本三郎記念美術館)、世田谷文学館の観覧料です。

(2) 割引を受ける際は、前項に記載された施設の受付窓口で本カードを提示してください。本カードの提示がない場合は、割引は受けられません。

(3) 会員の同伴者3名まで割引を受けられます。ただし、一部割引のない場合があります。

(4) 他の優待サービスとの併用はできません。

3 講座受講料の割引

(1) 割引を受ける場合は、申込時に本カード会員であることを申出てください。申込後の申出には応じられません。

(2) 割引対象の講座、割引率は、生活工房のホームページ、または会員向けメールマガジンで確認してください。

(3) 会員の同伴者3名まで割引を受けられます。ただし、一部割引のない場合があります。

(4) 他の優待サービスとの併用はできません。

第6条 会員情報の変更

会員は、本カード申込時に記載された氏名・住所・電話番号・Eメールの情報に変更があった場合、速やかにせたがやアーツカード事務局へ申出てください。または会員マイページにアクセスし、変更手続きをしてください。ただし、世田谷区外に転出した場合は、速やかにせたがやアーツカード事務局へ申出て退会の手続きをしてください。

第7条 せたがやアーツカードの紛失・盗難

会員は、本カード紛失または盗難にあった場合は、速やかにせたがやアーツカード事務局へ申出てください。

第8条 せたがやアーツカードの譲渡

本カードが会員の元へ到着後、速やかに会員本人による署名をしてください。本カードを会員以外の第三者に貸与または譲渡することはできません。

第9条 せたがやアーツカードの有効期限

本カードは、カード裏面に記載の有効期限まで有効です。

第10条 せたがやアーツカードの更新

1 有効期限が近づきましたら、財団から会員あてに申込時に登録の住所、または変更の申出のあった住所に新しいカードを送付します。

2 前項に掲げるカードの到着をもって会員の更新を行ったものとみなします。

3 有効期限の過ぎたカードは会員自身で破棄してください。

第11条 会員資格の消失及び退会の手続き

1 会員は、世田谷区民でなくなった場合は速やかにアーツカード事務局へ申出て退会手続きをするものとします。

2 財団は、会員が以下の状況になった場合、事実内容を正確に確認のうえ退会の手続きをとるものとします。

(1) 世田谷区民でなくなったことが判明した場合

(2) 会員自身が特典利用に際して本規約に違反した場合

(3) その他財団が会員として不適格と判断した場合

第12条 個人情報取り扱い

財団は、個人情報保護法その他関係法令及び公益財団法人せたがや文化財団個人情報保護規程に基づき、会員の個人情報を慎重に取り扱い、プライバシーの保護に努めます。

1 法令等の遵守

財団は、個人情報保護法その他関係する法令等を遵守します。

2 組織・体制

財団は個人情報の取扱いとそのシステムに関して、「公益財団法人せたがや文化財団個人情報保護規程」及び事業毎の要綱等を整備するとともに管理責任者を明確にし、個人情報保護を遵守する体制を維持します。

3 個人情報の収集

財団が会員から個人情報を収集する場合には、利用目的を明示しその目的達成に必要な範囲で収集します。

4 個人情報の利用

財団が、会員の個人情報を利用するにあたっては、利用目的の範囲内でのみ利用することとし、その目的の範囲を超えた利用はしません。

5 安全管理措置

財団は会員の個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防措置及び安全対策を講じます。

6 職員教育

財団は職員に対する個人情報保護についての教育を行い、その内容を周知徹底させます。

7 委託先の監督

財団は、会員の個人情報を正当な利用の範囲内(郵送処理等)で第三者に委託する場合は、委託先へ個人情報の厳重管理を義務付け、監督します。

8 第三者提供の制限

財団は、法令による場合を除き、会員の個人情報を会員本人の承諾なく第三者に提供・開示しません。

9 個人情報の開示・訂正等

財団が管理する会員の個人情報に関して、会員本人が個人情報の確認・訂正を希望する場合には、合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応します。